

**「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業に係る
環境影響評価方法書」に関する
熊本県知事意見**

標記方法書について、環境保全の見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成にあたっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[全般的事項]

- (1) 事業の計画、特に施設計画や維持管理計画の説明及び根拠の記述が不足している。準備書では、それぞれの検討を十分に行い詳細に記述すること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に係る新たな事象が生じた場合は、必要に応じ速やかに評価項目及び手法の見直しを行い、適切な調査を実施し予測及び評価を行うこと。
- (3) 準備書の作成にあたっては、文献や各種データ等について、適切かつ最新のものを使用するとともに、資料の出典を必ず明記し、準備書全体の記載にあたっては、統一性・流れをもたせ、読みやすく、理解しやすい構成に努めること。

[事業計画に関する事項]

- (1) 処分場底面部の遮水については、一本のボーリング調査結果から、存在する「シルト質粘土層」が基準省令に定められた不透水性地層に該当するため、それをもって底面部の遮水とし、側面部は鋼管矢板による遮水工法としているが、地形から判断して、湾内の埋立地内に水平に均等な厚さで「シルト質粘土層」が存在するとは考えにくい。
今後、地層の分布や連続性、地質性状等を十分に調査し、当該「シルト質粘土層」が遮水層としての機能を有するか、埋立による地盤沈下が生じないか、側面部の鋼管矢板による工法で十分な遮水効果が得られるか等の検証をし、必要に応じて側面部も含めその他の遮水工法も検討すること。

(2) 事業実施区域は、過去に台風の被害を受けた海岸部に存在するため、処分場の護岸や開放護岸モール部などの各施設の設計には、台風による暴風、高波、高潮に対して十分な安全性が確保されるよう検討し、準備書にはその根拠を明記すること。

また、地震に対しても、被災した場合は直接海域に影響を及ぼすため、安全性を確保すること。

(3) えび養殖場跡地を掘削しその掘削土を周辺の盛土に使用する計画であるが、養殖場跡地の土壌を使用するにあたっては、ダイオキシンを含む土壌汚染の調査を実施し適性を確認するとともに、盛土材として使用する場合、悪臭の発生や汚水の流出等を防止するための対策を検討すること。

[大気環境]

大気質・騒音・振動・悪臭

(1) 大気質、騒音、振動、悪臭の現地調査については、それぞれ事象の影響が最も大きいと考えられる時期として、年に一回測定をすることとしているが、年間の季節変動を把握するため、及び通常状態での予測、評価をするために、現地調査を追加し複数回とすること。

また、調査地点についても、それぞれ事象の影響が最も大きいと考えられる地点一箇所のみを選定しているが、事業による影響を的確に予測、評価するためには、地域を代表する地点、特に保全すべき対象等の存在する地点を含めた地点においても調査、予測、評価を行うこと。

(2) 大気質の窒素酸化物については、廃棄物の埋立てに伴う影響のみを評価項目としているが、「最終処分場の設置の工事」における重機等からの排出も考えられるため、設置工事の実施に伴う影響についても評価項目に追加すること。

[水環境]

水質・底質

(1) 海域の水質及び底質の調査については、事業実施区域からの排水が海域に流入する地点一箇所のみとしているが、当該海域には干潟が存在することから、対象事業が干潟に及ぼす影響を予測、評価するために、干潟を含めた複数地点での調査を行うこと。

地下水

- (1) 地下水の調査については、事業実施区域内の一箇所のみとしているが、地下水の流向等を把握するため、例えば事業実施区域の上流と下流というように複数点を選定すること。

また、地下水への潮位の影響を把握するための調査を行うこと。

[土壌環境]

土壌

- (1) 土壌の調査については、事業実施区域内の一箇所のみとしているが、埋立て廃棄物の飛散による周辺地域の土壌汚染の可能性も考えられるため、事業実施区域外も含め適切な複数地点を選定すること。

[動物・植物・生態系]

水生動植物・底生生物

- (1) 海域の水生動植物及び底生生物の調査については、事業実施区域の直近及び事業実施区域からの排水が海域に流入する地点のそれぞれ一箇所のみとしているが、当該海域は干潟が存在し、そこには希少種等も確認されていることから、対象事業が海域に及ぼす影響を予測、評価するために、潮流や潮の干満、干潟や浅海域・潮間帯の状況等を踏まえ複数地点での調査を行うこと。

- (2) えび養殖場跡地内も現在は遊休地となっており、地域の生態系を形成している一要因と考えられる。当跡地での調査は一箇所のみとしているが、現在の動植物相の実態を把握するためにその面積を考慮し、複数地点での調査を行うこと。

動物・植物

- (1) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に対する影響評価を行うため、及び調査の精度を上げるためにも調査地点を増加すること。

また、夜間調査を追加するなど調査対象種の特性を踏まえ調査手法についても再度検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

景観

- (1) 景観については、「対象事業実施区域を望むことが可能な周辺の眺望地点が存在せず、また、対象事業実施区域内に景観資源が存在していないことから、環境要素として選定しない。」としているが、眺望景観に限定することなく、日常生活の中の身近な景観も重要であることから、国道や市道等の生活道路や鍋島神社等身近な場所からの視点で対象事業実施区域を眺望する景観の予測、評価を行うこと。

なお、埋立て中と埋立て終了後など時間的経過も考慮してシミュレーションを行い、事業の全体像をわかりやすくすること。